

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

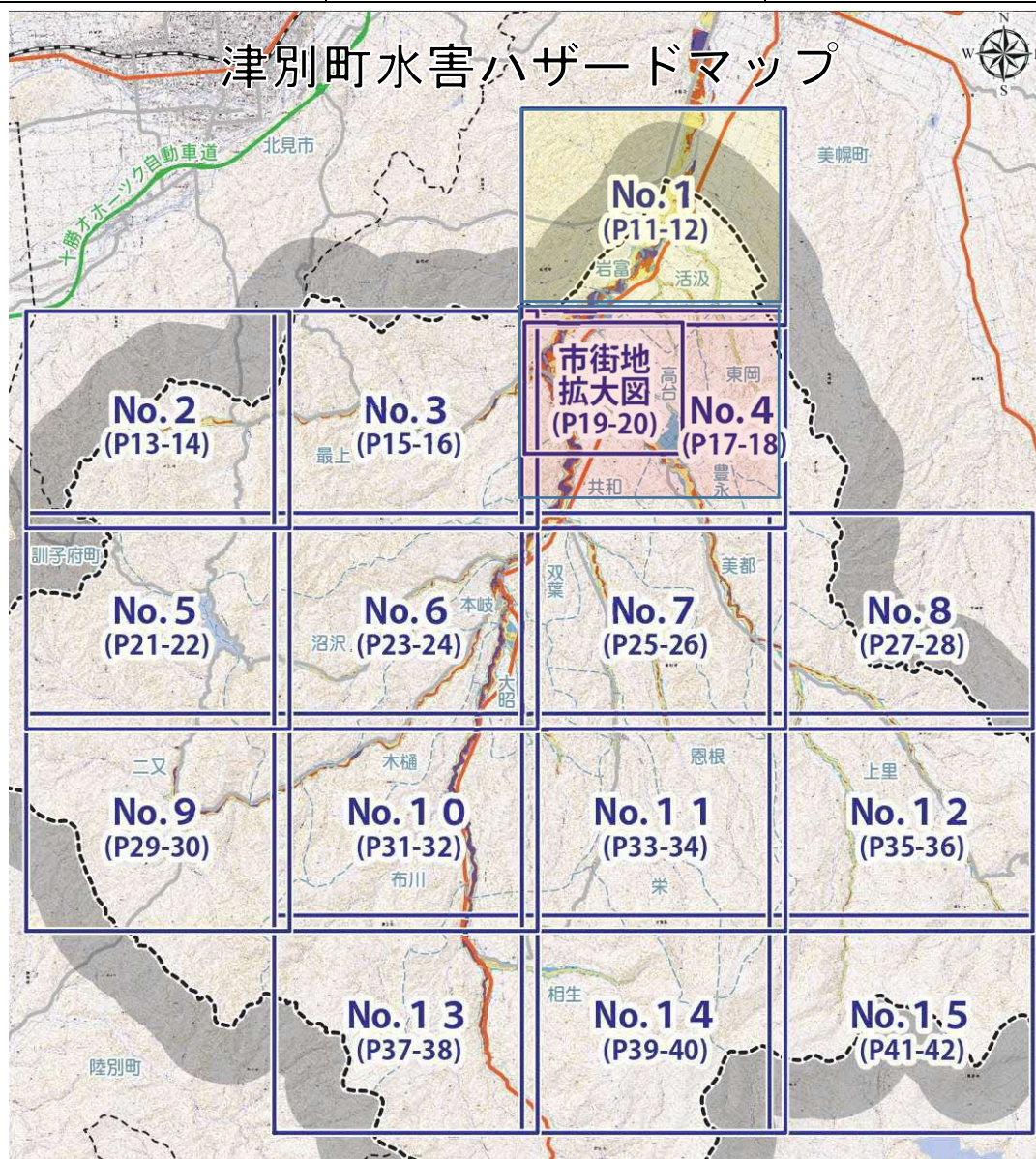
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：津別町防災ハザードマップ)

津別町には一級河川網走川が流れており、危険災害区域に小沼沢川、シンケピホロ川、タッコブ川、津別川、オンネキキン川、メナシュキキン川、チミケップ川、ケミチャップ川が流れている。網走川及び津別川が氾濫した場合の浸水想定区域は、津別町水害ハザードマップによると、中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、主に津別川流域の住宅地の一部が3～5mの浸水域とされている。

| 地区名 | 想定される浸水深 | 小規模事業者数 |
|------------------|----------------|---------|
| No. 1 (活汲地区) | 0.5m未満～10.0m未満 | 20 |
| No. 4 (中心市街地) | 0.5m未満～10.0m未満 | 132 |
| No. 2～3、No. 5～15 | 0.5m未満～10.0m未満 | 36 |

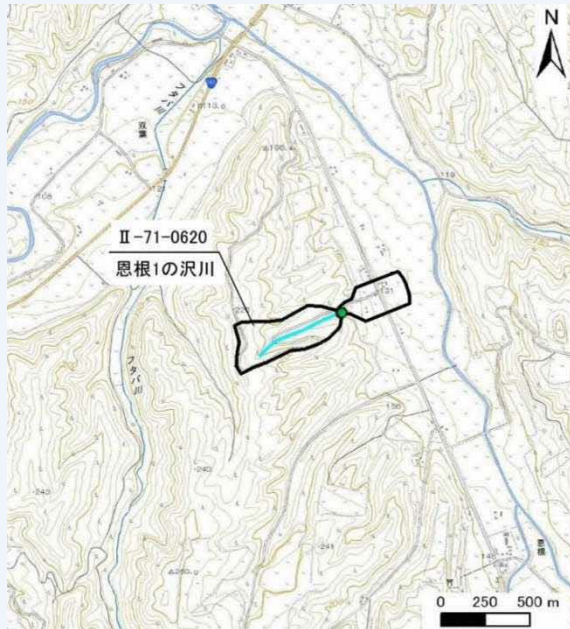


(出典：津別町水害ハザードマップ改変)

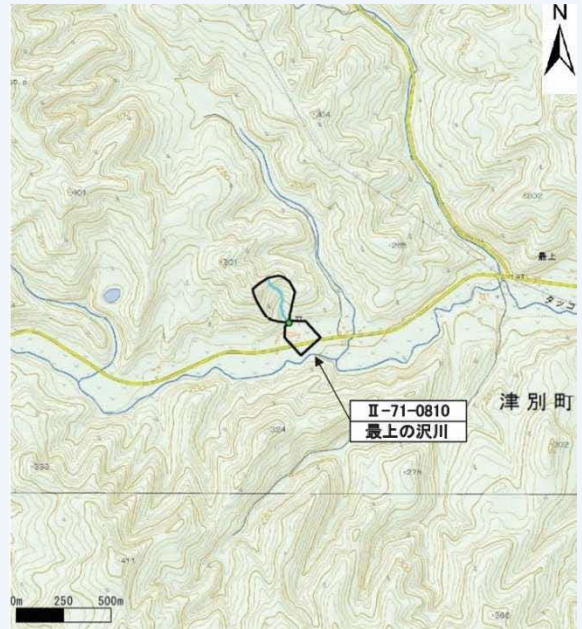
(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、津別町の恩根・最上・木樋地区等が土石流の警戒区域に指定されている。本町・幸町地区及び高台地区が、急傾斜地の崩壊災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、当該地区の小規模事業者が7者あり対策が必要とされている。

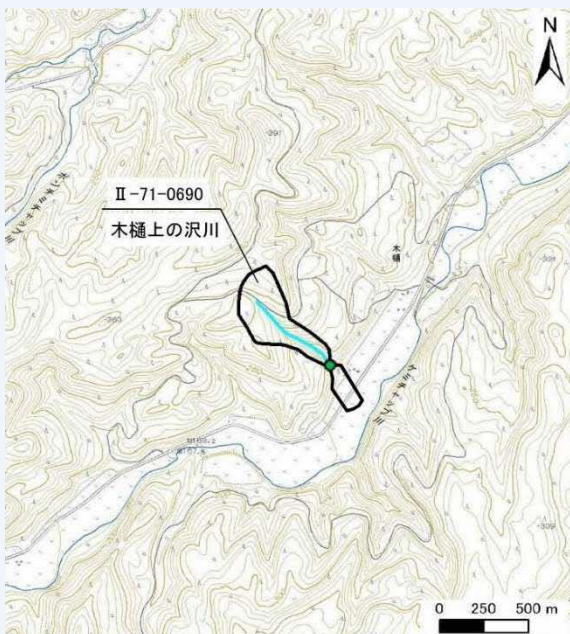
土石流警戒区域



津別町字恩根



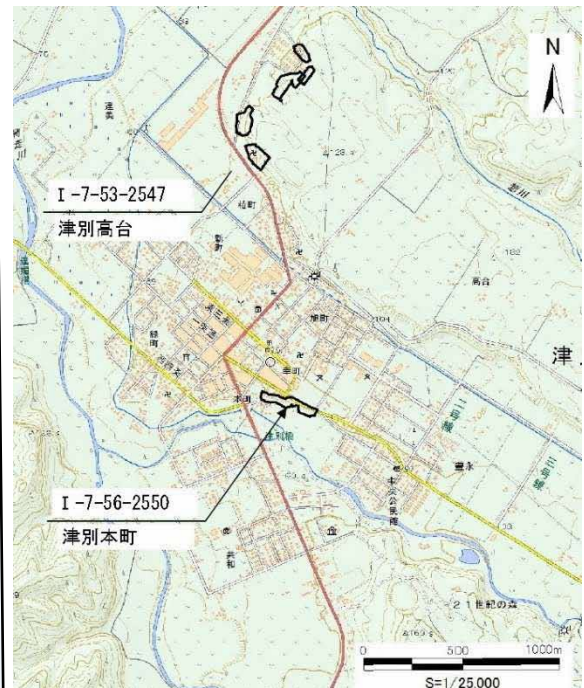
津別町字最上



津別町字木樋

(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

急傾斜地崩壊災害警戒区域



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

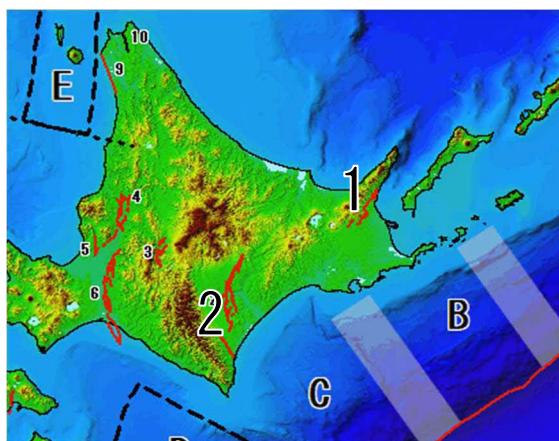
(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

津別町地域防災計画によると、下記の地震が津別町に影響を及ぼす可能性があるとして想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「十勝沖」となっており、避難者数等の人的被害、上下水道のライフライン被害、道路等の交通施設被害において想定されている他の地震に比べ被害が大きくなっている。地震調査研究推進本部でも最大でマグニチュード8.6の地震が想定されており、今後30年以内の発生確率は10%程度となっている。

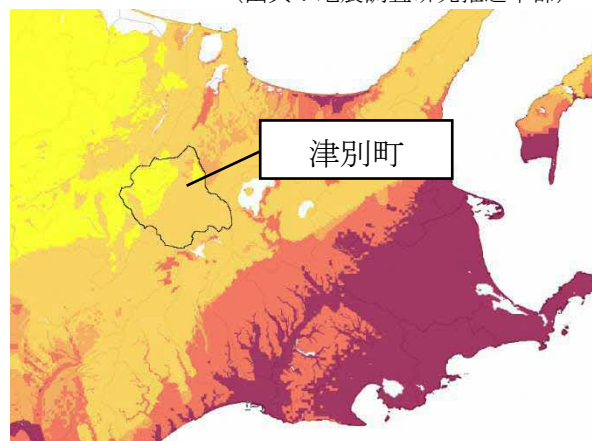
また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

| 被害想定対象地震 | | マグニチュード | 地震発生確率 (30年以内) |
|------------|-------|-----------|-------------------|
| 1. 標津断層帯 | | 7.7以上程度 | 不明 |
| 2. 十勝平野断層帯 | 主部 | 8.0程度 | 0.1~0.2% |
| | 光地園断層 | 7.2程度 | 0.1~0.4% |
| B. 根室沖 | | 7.8~8.5程度 | 80%程度 |
| C. 十勝沖 | | 8.0~8.6程度 | 10%程度 |
| E. 北西沖 | | 7.8程度 | 0.06~0.1% |

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(火山：津別町地域防災計画)

雌阿寒岳は、記録に残る昭和30年以降も小噴火を繰り返しており、札幌管区気象台は火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

当町においては、地域住民、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、雌阿寒岳が噴火し、又は噴火するおそれがある場合において適切に対処することを目的に、周辺自治体で組織する雌阿寒岳火山防災協議会において雌阿寒岳火山防災計画を策定した。

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成4年の台風17号において風害が多大な被害を及ぼした。この台風により、床下床上浸水10戸半壊1戸、田畑、農作物土木被害総額11,088,637千円にのぼった。

なお、当町の気候環境は内陸型気候であり、気温は、夏冬・昼夜の寒暖の差が著しく、流水が接近する1~2月は氷点下20度前後を最低とし、7~8月の30度前後が最高で、平均気温は6度程度となっている。降水量は全国平均より少ない。風向については、年間を通じて南よりの風が多くみられるのが特徴である。

《過去における主な災害記録》

| 年月日 | 種別 | 災害の概要 |
|---------------|------|--|
| 平成4年9月11日 | 大雨 | 台風17号による大雨(174mm) 田畑、農作物土木等被害総額11,088,637千円 自衛隊災害派遣191名、農地311ha、河川52箇所、道路21箇所、橋梁2箇所、床下床上浸水10戸、半壊1戸 |
| 平成13年9月16～17日 | 風雨災害 | 大雨(85mm) 農地48ha、河川2箇所、道路23箇所、林道2箇所、床下浸水1戸 |
| 平成15年8月9～10日 | 風雨災害 | 台風10号による大雨(128mm) 田畑冠水8.3ha、町道31箇所、河川2箇所等 |
| 平成16年1月13～16日 | 雪害 | 豪雪(最深積雪165cm) 国道・道道・町道のほとんどが数日間通行止め 農業関係施設損壊等36件、交通遮断による生乳廃棄、公共施設等屋根損壊等 |
| 平成18年10月7～9日 | 風雨災害 | 大雨等 田畑冠水81.1ha、農業用施設29箇所、町道11箇所、河川7箇所、林道3箇所、公園1箇所、学校1箇所等、3世帯5人が自主避難 |

(出典：津別町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであり、新型インフルエンザが発生した場合は、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 203人(独自データ)
- ・小規模事業者数 188人(H26経済センサス)

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|------|-----------|-------|---------|---------|
| 商工業者 | 建設業 | 20 | 20 | 町内に広く分散 |
| | 製造業 | 21 | 12 | 〃 |
| | 卸売業 | 5 | 5 | 市街地に集中 |
| | 小売業 | 40 | 40 | 〃 |
| | 飲食業 | 16 | 16 | 〃 |
| | サービス業・その他 | 101 | 95 | 町内に広く分散 |

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

| 項 目 | 年 月 | 備 考 |
|-------------------------|---------|---|
| 津別町防災会議条例 | 昭和39年3月 | |
| 新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定 | 平成27年3月 | |
| 津別町水防計画 | 平成31年3月 | |
| 津別町地域防災計画 | 平成31年4月 | |
| 防災訓練の実施 | 令和元年10月 | 情報収集伝達訓練の実施 避難訓練の実施 |
| 津別町強靱化計画 | 令和2年4月 | |
| 防災備品の備蓄 | — | 毛布600枚 ストーブ22台 ジェットヒーター6台 発電機30台 災害用トイレ1,500回分 給水袋1,000袋 アルファ化米1,350食 パン700缶 |

2) 当商工会の取組

| 項 目 | 年 月 | 備 考 |
|------------|---------|-----------------------------------|
| 損害保険への加入促進 | 平成30年8月 | 案内配布 |
| 損害保険への加入促進 | 令和元年9月 | 案内配布 |
| 損害保険への加入促進 | 令和2年9月 | 案内配布 |
| 火災共済の加入促進 | 適 宜 | 保有契約数24件 |
| 防災対策について対応 | 令和2年6月 | 防災備品確認・備蓄、重要データの保存 方法の確認(職員会議) |

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
(体調不良者を出社させないルール作り、リスクファイナンス対策として保険の必要性等)

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

| 業 種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (経済センサス) | 策定目標 (事業継続力強化計画) | | | | |
|-----------|------------------|---------------------|------------------|----|----|----|----|
| | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 建設業 | 20 | 20 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 製造業 | 21 | 12 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 卸売業 | 5 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 小売業 | 40 | 40 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 |
| 飲食業 | 16 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| サービス業・その他 | 101 | 95 | 6 | 6 | 6 | 7 | 6 |
| 合計 | 203 | 188 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、おおむね3期(15年間)で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

| 項 目 | 目 的 | 目 標 | |
|------------------|--|--------------|-----|
| 事前対策の必要性を周知 | 地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる | セミナー開催 | 年1回 |
| 計画策定の支援に向けた内部協議 | 事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 保険・共済普及に向けた体制づくり | 保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 連携体制の推進 | 組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築 | 連携会議開催 | 年1回 |

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

| 津別町 | 津別町商工会 |
|-------------------------|-------------------------|
| 防災関連の情報提供 | セミナー・個別相談会の開催事業 |
| 事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導 | 継続力強化計画策定支援・ フォローアップ |
| 災害等リスクの周知 | |
| 関係団体との連携 | |
| 防災訓練の実施 | |
| 応急対策時の対策及び復旧支援 | |

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

| 業種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (経済センサス) | 策定件数 | | | | | フォローアップ回数 | | | | |
|-----------|------------------|---------------------|------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|
| | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 建設業 | 20 | 20 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 製造業 | 21 | 12 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 卸売業 | 5 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 小売業 | 40 | 40 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 3 |
| 飲食業 | 16 | 16 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| サービス業・その他 | 101 | 95 | 6 | 6 | 6 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 6 |
| 合計 | 203 | 188 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

- ・町、商工会による事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 実施時期 | 商工会館防災訓練と合わせて年1回実施 |
| 訓練内容 | 発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認 |
| 訓練連携先 | 津別町産業振興課商工観光係 |

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

・津別町災害対策本部の方針に従い、当町総務課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

| 種別 | 配備の時期 | 配備要員 |
|----|---|---------------|
| 出勤 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき | 全職員 |
| 警戒 | <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき | 事務局長 経営指導員 |
| 準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき | 事務局長 経営指導員 |

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～4週間 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

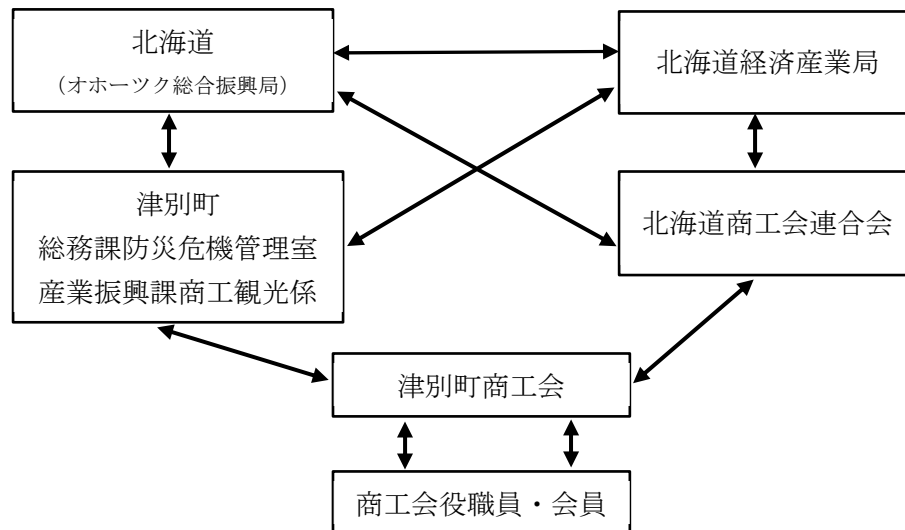
・当町で取りまとめた「津別町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

| 事業所名 | 住所 | 業種 | 被害額 | 被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載） |
|------|----|----|-----|-------------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

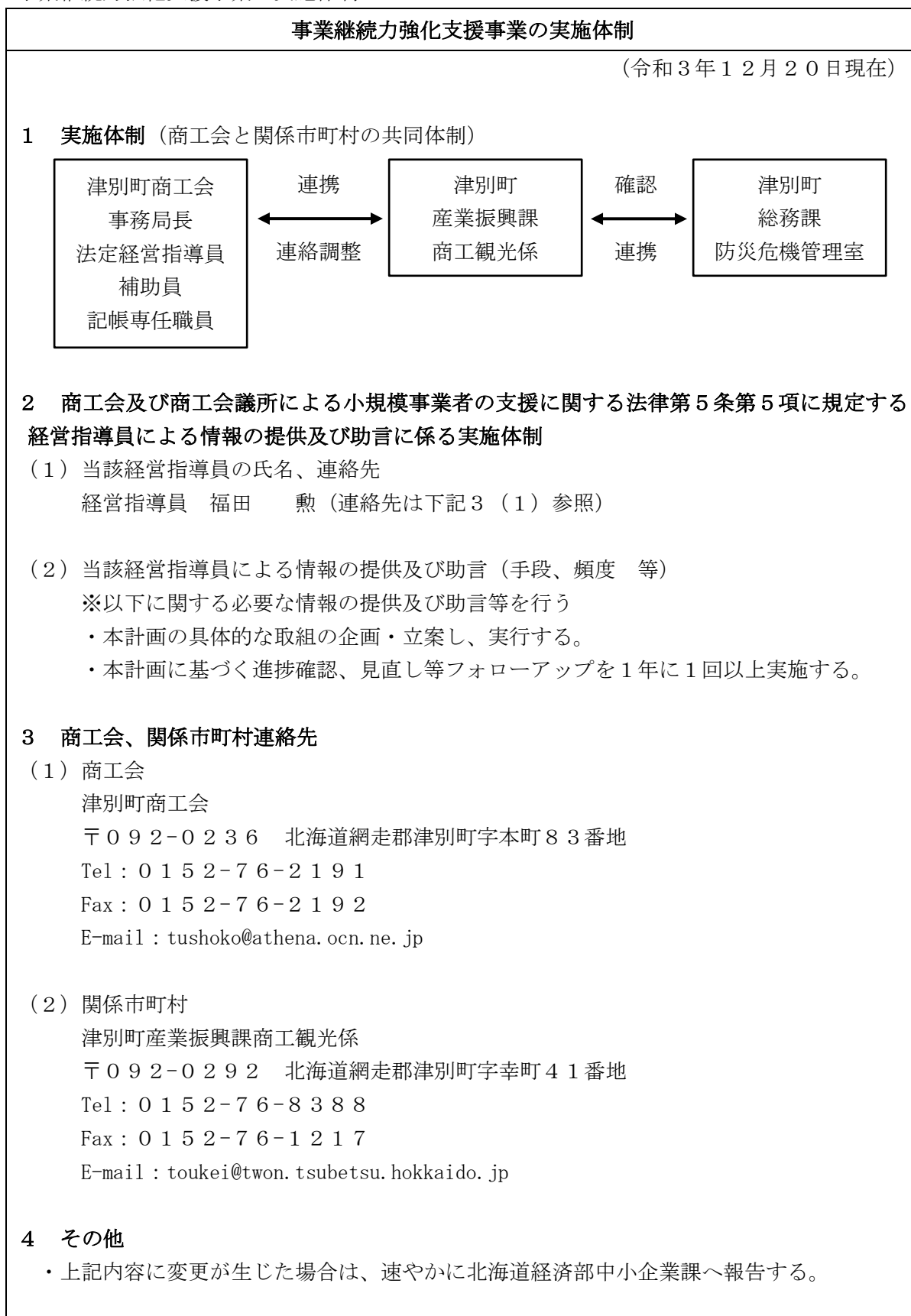
- ・津別町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、津別町・津別町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| ・ 専門家派遣費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・ セミナー開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ 防災、感染症対策費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

| 調達方法 |
|------------------------|
| 会費収入、津別町補助金、道補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。